

## 明治期の銀行業界団体 第2回「東京銀行集会所」

明治13年当時、扱善会とは別に懇親会があった。これは扱善会の幹事銀行である第一、第十五、三井の3行を除いた同盟銀行が、扱善会のメンバーでない銀行も入れて別に話し合うために設けられたものであったが、そこでも扱善会の改組を望んでいた。明治13年8月3日の扱善会臨時総会で、改組の件が討議された結果、扱善会と懇親会とを合同し新たに「銀行集会所」を設立することが決められた。さらに同集会所では、扱善会で研究してきた手形交換、為替取組の事務を引き続き検討することとなった。

この決定に基づいて、第三、第六、第二十、第三十三、第百国立銀行の5行が集会所創立委員に選ばれた。銀行集会所創立委員は8月22日、銀行集会所同盟銀行を招集して、集会所申合規則と議事規則を議定した。同盟銀行は、8月3日に開かれた扱善会の決議によって、扱善会および懇親会から転入したもので、扱善会からの転入は26行、懇親会からの転入は13行であった。これに創立のさい2行が新たに加わって合計41行を数えた。創立委員はついで同月30日、扱善会の「簿書」と「資金」(1,056円59銭2厘)を旧幹事から領収し、懇親会の「余資」(21円17銭)と合せて集会所の資金とし、さらに9月3日の同盟銀行臨時会で集会所の事務所を定めて創立を終えた。ついで9月24日、同盟銀行は「明治13年9月3日、扱善会及懇親会ヲ解散シ新タニ銀行集会所ヲ設立シタ」旨の上申書を「佐野常民」大蔵卿に提出した。

銀行集会所発足当時の集会所申合規則は17カ条、議事規則は8カ条から成る簡単なものであったが、明治15年3月27日には48カ条に及ぶ規程が検討の結果制定された。<sup>(注)</sup> 組織の整備ができるとともに18年12月から機関誌『銀行通信録』を発行した。銀行集会所発足以来の中心はやはり「渋沢栄一」で、委員長制がしかれた23年7月からは委員長に、会長制がしかれた29年3月からは会長にそれぞれ就任し、大正5年7月、集会所の仕事を辞するまで終始会長としての重責にあった。

(注) 明治 15 年 3 月 27 日の規程改正により東京銀行集会所は東京の 2 字を削除した。横浜に本支店を有する銀行の加入を対象にしたためである。このとき委員 7 名をおいた。

23 年 7 月 15 日の規程改正で再び東京銀行集会所となる。委員長 1 名書記長 1 名が設けられ、手形交換規則を別に定むとの条項が新たに入った。

29 年 3 月 16 日の改正で会長 1 名、副会長 1 名をおくことになった。

33 年 8 月 1 日の改正で、定式集會を廃した。それまで東京銀行集会所の集會には月 1 回の定式集會と臨時集會とがあり、当時は總會も理事会もなく集會が決議機関であったが、このときから定時總會を年 2 回開催のことにし、副会長を 1 名増員、2 名とした。また、手形交換所の独立にともない手形交換に関する条項を削除した。

43 年 12 月 17 日、法人組織に改め、社団法人東京銀行集会所となり新しく定款を定めた。

集会所初期の重要な仕事は、扱善会から引き継いだ手形取引の普及と後に述べる手形交換所の設立問題であった。そのほかにもいろいろと重要な活動を行ったが、たとえば国立銀行の営業満期問題と銀行条例改正に示した行動力は高く評価された。国立銀行は、日本銀行の設立（明治 15 年 10 月 10 日）を機に再改正された国立銀行条例の施行（16 年 5 月 5 日）により、営業期間を免許後 20 ヶ年と定められるとともに国立銀行紙幣発行の特権が廃止され、営業満期後は私立銀行としてのみ営業の継続を許されることになった。営業満期が到来する明治 25 年頃から、国立銀行は満期延長論を展開していた。延長は百害あって一利なしとする意見も内部にあったが、東京銀行集会所は多数意見に従い、すでに設立していた関東銀行会<sup>(注)</sup>を通じて、関西、九州、四国、東北、北海道の国立銀行の先達として満期延長論を強く主張した。この主張の主旨は、明治 29 年の第 9 帝国議会において成立した「営業満期国立銀行処分法」および「国立銀行営業満期前特別処分法」の中にとり入れられた。この両法律は、国立銀行のために紙幣償却に関する負担を軽減し、営業満期前に私立銀行に転換するものに対しては解散などの手続きを省略することができるような便法を定めたものであった。

(注) 関東銀行会は明治 26 年 10 月、東京銀行集会所同盟銀行の提唱により組織された会合で、出席銀行は関東地区に本支店を有する銀行であった(第 1 回会合には 47 行、71 名出席)。関東銀行会は以後ほぼ毎年 1 回開催され、明治 37 年頃までつづいた。

また、明治 23 年 8 月 23 日に公布、26 年 7 月 1 日から施行された銀行条例についても、「資本を制限し、小銀行の乱立を防止する」意図から修正案を作成し、24 年 6 月、大蔵省に上申した。しかし大蔵省の拒否にあったため、さらに 25 年 5 月には衆議院に提出して修正運動を行なった。衆議院でも、資本金制限に反対者があって成立せず、結局、原案どおり施行されるという経緯があった。この銀行条例はその後数度の改正が行なわれたが、昭和 2 年の銀行法が制定されるまで普通銀行を規制する法規となっていた。この間改正をめぐって銀行集会所ではしばしば重要な献景を行った。たとえば、明治 34 年および 35 年には政府はこの条例を改正して、「銀行の定義及業目を規定」し、また「大蔵大臣は、銀行の業務又は財産の状況により必要なりと認むるときは、銀行の新たに取引を開始することを停止する」との制裁規定を織り込み、銀行に対する干渉を強化しようとした。そのとき銀行集会所は銀行運営の基本方針は自主的であるべきだとして強く反対し、改正の意図を中止させたのである。もともと後者の条項は、大正 3 年世界大戦勃発後の経済情勢のもとで、大正 5 年 3 月の条例改正によって規定されることとなった。

これらは、金融問題に関して銀行集会所のはたした諸活動の一部であるが、このような銀行集会所の活動は手形交換所が発展するにつれて、とくに明治 37 年以降においてはやや重要性を減じ、銀行業務、金融問題についての協議建策は、東京手形交換所、全国手形交換所聯合会が中心となった。集会所は、その後、国庫債券の応募問題等を協議するほか、政府首脳部の招待、講演、銀行通信録の発行を中心にした調査活動等を行ない、手形交換所と相まって大所高所から銀行業共同の利益を増進した。なお、現在に引き継がれたものとしては、明治 30 年 1 月 20 日から、集会所内に開設された「経済文庫」がある。同文庫は内外金融経済に関する図書を収蔵し銀行員の閲覧に供してきた。また大正 11 年 11 月から昭和 8 年 12 月まで「経済文庫講演会」を年 2 回開催し、講演速記を銀行叢書として刊行した。この講演会は昭和 9 年以降、銀行集会所主催に改められ、昭和 17 年 6 月の第 49 回までつづいた。

以 上

本稿は、『銀行協会 20 年史』（編集者：銀行協会 20 年史編纂室、発行所：全国銀行協会連合会、社団法人東京銀行協会、発行年月日：昭和 40 年 11 月 30 日、該当箇所：5～8 頁）の東京銀行集会所に関する記事を抜粋したものです。なお、引用者において、記事に登場するキーワードや人物を四角囲いにしてあります。